

平成27年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

【 抜 粋 】

日 時：平成27年7月29日（水）

午前10時～午前11時25分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

議 題

【審議案件】

議第392号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について

議第393号「大阪都市計画緑地の変更」について

【報告案件】

大阪府における都市計画のあり方について

都市計画区域マスタープランの改定について

平成27年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ	小林 潔 司	京都大学大学院教授	出	会長	
2		矢 守 克 也	京都大学教授	欠		会長代理
3		児 島 亜 紀 子	大阪府立大学教授	欠		
4		近 藤 明	大阪大学大学院教授	出		
5		嘉 名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	出		
6		乾 惠 美 子	大阪商工会議所女性会常任委員	欠		
7		滋 野 由 紀 子	大阪市立大学大学院教授	出		
8		赤 津 加 奈 美	弁護士	出		
9		中 谷 清	大阪府農業会議会長	欠		
10		加 我 宏 之	大阪府立大学大学院准教授	出		
11		塚 口 博 司	立命館大学教授	欠		
12	関係行政機関の職員	村 上 堅 治	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 阪口 正博	
13		関 総 一 郎	近畿経済産業局長	欠		
14		森 昌 文	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 小山下 英文	
15		土 屋 知 省	近畿運輸局長	出	代理:計画調整官 足立 高広	
16		樋 口 真 人	大阪府警察本部長	欠		
17	府議会議員	中 川 隆 弘	府議会議員(維新)	出		
18		松 本 利 明	府議会議員(維新)	出		
19		橋 本 和 昌	府議会議員(維新)	出		
20		宮 本 一 孝	府議会議員(維新)	出		
21		杉 村 太 平	府議会議員(自民)	出		
22		原 田 亮	府議会議員(自民)	出		
23		大 橋 章 夫	府議会議員(公明)	出		
24		中 野 剛	府議会議員(公明)	出		
25	市町村の長を代表する者	田 中 誠 太	大阪府市長会会長	欠		
26		松 本 昌 親	大阪府町村長会会長	出		
27	市町村議会の代表者を代表する者	前 波 艶 子	大阪府市議会議長会会長	出		
28		井 上 昭 司	大阪府町村議会議長会会長	出		
29	大阪市長及び大阪市会議長	橋 下 徹	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均	
30		東 貴 之	大阪市会議長	出		

※ 委員30名中22名出席

平成27年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村 庄平	欠	
2	都市整備部技監	井出 仁雄	出	
3	都市整備部次長	神谷 雅之	欠	
4	都市整備総務課長	芳本 竜一	欠	
5	事業管理室長	青木 誠	※	臨時幹事:事業企画課長 鳥牧 昭夫
6	都市計画室長	柴崎 啓二	出	
7	計画推進課長	池田 一郎	出	臨時幹事:計画推進課参事 高階 宏 臨時幹事:計画推進課参事 上溝 憲郎
8	交通道路室長	浦田 隆司	※	臨時幹事:道路整備課参事 尾花 英次郎
9	河川室長	山田 順一	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 川上 卓
10	下水道室長	長谷川 明巧	出	
11	港湾局長	井上 博睦	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 高平 一哉
12	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	
13	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
14	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
15	住宅まちづくり部次長	西田 昌弘	欠	
16	住宅まちづくり総務課長	明見 政治	欠	
17	都市居住課長	三崎 信顕	欠	
18	建築指導室長	澤田 範夫	出	
19	住宅経営室長	松田 浩三	欠	
20	危機管理室長	森岡 武一	出	
21	企画室長	柴野 正夫	※	臨時幹事:企画室計画課課長補佐 木村 克郎
22	市町村課長	土屋 俊平	※	臨時幹事:市町村課主事 小林 元規
23	福祉総務課長	森田 正典	欠	
24	健康医療総務課長	宮口 智明	欠	
25	環境衛生課長	山形 三津留	欠	
26	商工労働総務課長	棗 一彦	欠	
27	みどり推進室長	勝又 章	※	臨時幹事:みどり推進室森づくり課参事 山本 達也
28	循環型社会推進室長	磯田 浩	出	
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	南部 和人	※	臨時幹事:農政室整備課主査 中谷 亮治
31	教育総務企画課長	水守 勝裕	※	臨時幹事:教育総務企画課副主査 岩倉 涼子
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 赤坂 弘二
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課専門員 榎本 哲
34	府警本部交通規制課長	横山 晃司	欠	

平成27年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	豊中市都市計画推進部長	半田 政明	議第392号 議第393号	出
2	吹田市都市整備部都市整備室主幹	清水 桐郎	議第392号 議第393号	出
	吹田市都市整備部都市整備室主査	天野 優子		出

目 次

1 開会.....	1
2 議第392号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について、 議第393号「大阪都市計画緑地の変更」について.....	4
3 「大阪府における都市計画のあり方」について	7
4 都市計画区域マスタープランの改定について.....	18

2 議第392号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について、 議第393号「大阪都市計画緑地の変更」について

【幹事 池田計画推進課長】 幹事を務めております大阪府都市計画室計画推進課長の池田でございます。議案の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第 392 号「北部大阪都市計画風致地区の変更」及び議第 393 号「大阪都市計画緑地の変更」につきましては相互に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

まず議案の説明に先立ちまして、「都市計画公園・緑地見直しの基本方針」につきまして、概要を説明させていただきます。お手元の参考資料「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」概要版資料もあわせてご覧ください。都市計画公園・緑地の見直しにつきましては、大阪府都市計画審議会常務委員会でご検討頂き、パブリックコメントで府民の皆様からのご意見も伺い、平成 24 年 3 月に策定いたしました「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づき実施しているところでございます。

この方針では、府営公園 19 公園のうち、民有地に都市計画法による建築制限がかかっております 11 公園の未開設区域を見直しの対象としておりまして、現在までに、枚岡公園、石川河川公園、二色の浜公園の 3 公園におきまして、合計約 3.2ha の一部区域を廃止したところでございます。

見直しの背景といたしまして、府域における 1 人当たりの公園緑地面積が少なく、府民の約 8 割が都市部のみどりが少ないと感じている中で、人口減少、少子高齢化や自治体の財政状況の悪化、また長期未着手の都市計画の見直しを重視する国の動向など社会経済情勢がこれまでとは大きく変化しつつあります。一方で南海・東南海地震など災害リスクの高まり、ヒートアイランド現象などによる都市環境の悪化などへの早急な対応も求められております。

このような中、今後、都市計画公園・緑地では建築制限の長期化への対応、またこれまで以上に事業に対する説明責任を果たす必要性が高まっており、また一方で災害リスクへの対応、みどりを早期に確保していく必要があることなどの課題にも直面しているところでございます。その上で基本方針では都市づくりにおいて、「みどり」の施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っている現実性のある施策を展開するために、都市計画公園・緑地だけではなく、街路樹や河川空間などを活用した施設緑地、また風致地区などの地域制緑地を一体的・総合的に評価し、都市計画公園・緑地の見直しを行うこととしております。

具体的な評価の手順といたしましては、基本方針に基づくフローによりまして、公園緑地の見直し対象区域ごとに評価を行うこととしております。まず公園緑地としての必要性についてですが、防災、環境、景観に資する「存在効果」、スポーツ、レクリエーションに資する「利用効果」、商業、観光、教育、文化などに資する「媒体効果」の三つの効果を基本に、都市計画上の確認としてマスタープランや緑の基本計画などの上位

計画への影響や関連する都市計画との整合などを評価することとしております。この評価により、公園緑地としての必要性が高い場合は、次に公園緑地機能の代替性の評価を行います。一定の担保性のある地域制緑地などによるみどりの機能の代替性がない場合は、都市計画公園・緑地として存続とし、公園緑地として整備する必要性があるため、実現性を評価いたします。実現性が高いものについては「整備」、実現性が低いものについては「整備保留」とし、社会経済情勢に合わせ、概ね 10 年毎の見直しの中で再検証することとしております。また公園緑地としての必要性が高いが、代替性の評価において、公園緑地機能の代替性があると評価された場合は「廃止」とし、その機能の担保性を確保して参ります。公園緑地としての必要性も低いと評価された場合は、都市計画を廃止とし、廃止後の土地利用に対する配慮の必要性の検討を行うこととしております。以上が「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」の概要でございます。

それでは、まず初めに、議第 393 号「大阪都市計画緑地の変更」からご説明申し上げます。議案書 5 ページから 7 ページ、資料の 5 ページから 7 ページをご覧ください。大阪都市計画緑地第 2 号服部緑地は、北部大阪都市計画区域の豊中市及び吹田市に位置しております。昭和 16 年に都市計画決定し、現在、計画決定面積約 141ha のうち約 126.3ha が開設されております。北部大阪地域における大規模な緑地として、年間約 600 万人の府民の方々に親しまれており、広場や児童遊戯場などのレクリエーション施設、陸上競技場やプールなどの運動施設、都市緑化植物園や野外音楽堂などの教養・文化施設も備えた広域公園となっております。またご覧のように、天竺川と高川の堤防沿いの区域が細長く、服部緑地本体につながる緑道的空間として都市計画決定されております。今回、未開設区域のうち、A から F の 6 地区について一部区域の廃止を行うものであります。

それでは、各対象地区の見直し内容につきまして、順にご説明申し上げます。まず A 地区は、服部霊園東側に位置し、服部緑地の第 1 駐車場に隣接する図の黄色で示しました区域で、現況は畑などとなっております。この区域につきまして、先に説明させていただきました「府営公園の見直し基本方針」に基づき評価を行いました。本地区は、当初計画では駐車場拡張区域としての整備を予定しておりましたが、現在、緑地全体で 5 ヶ所の常設駐車場が整備され、また夏季や大型連休などの来場者が多い時期には、開設区域内において臨時駐車場を 2 ヶ所供用していることから、駐車場がすでに開設している区域で充足しておりまして、「みどりの効果」全体としての必要性は低いと判断いたしました。このため本地区につきましては、当初計画していた機能の必要性が低いと評価しました。以上の評価結果を含め、境界線を整理し当地区の都市計画を廃止するものです。

次に、B 地区、C 地区、D 地区について説明させていただきます。B 地区は、豊中市長興寺南の天竺川右岸にあります図の黄色で示しました区域です。C 地区は、豊中市服部本町及び北条町の天竺川の両岸にあります図の黄色で示しました区域です。D 地区は、豊中市小曾根の高川右岸部にあります図の黄色で示しました区域です。いずれも、現況は墓地となっております。これらにつきましても、同様に評価を行いました。本地区は

天竺川及び高川沿いにありまして、緑地本体との一体的な景観を補完している区域であり、緑地としての景観機能面での存在効果があるため、必要性は高いと判断いたしました。次に代替性について評価したところ、墓地であることから、今後も土地利用転換の可能性は低く、公園として必要な景観機能は、墓地により代替されると判断いたしました。以上の評価結果から、当地区の都市計画を廃止するものです。

次に D 地区のうち、図の黄色で示しました区域が吹田市豊津町の高川左岸部ですが、現況は宅地などとなっております。こちらにつきましても同様に評価を行いました。本地区は、当初計画では緑道としての整備を予定しておりましたが、高川沿いの緑道に必要な幅は、最低限で堤防の幅分でありますため、今回、堤防法尻より外側に位置する宅地等につきましては、当初計画していた機能の必要性が低いと評価いたしました。以上の評価結果から当地区の都市計画を廃止し、また河川改修などによる地形地物の変更に合わせて、境界線の整理を行うものです。

続きまして、E 地区は、吹田市江坂町の図の黄色で示しました都市緑化植物園南側の区域で、現況は、神社地や道路及び民有地となっております。本地区におきましては、現地精査の結果、現況の地形地物に合わせた境界線の整理を行うものです。

続きまして、F 地区は、豊中市若竹町の図の黄色で示しました中池南側の区域で、現況は農地となっております。こちらにつきましても、同様に評価を行いました。当地区は、中池などの水辺空間と一体となった景観を形成する区域であり、緑地としての景観機能面での存在効果があるため、必要性は高いと判断致しました。次に代替性について評価したところ、風致地区により一定の景観が担保され、緑地として必要な景観機能は風致地区により代替されると判断致しました。以上の評価結果を含め、境界線を整理し、当地区の都市計画を廃止するものです。

以上 6 ヶ所の地区における一部区域の都市計画の廃止、境界線の整理及び面積精査の結果、服部緑地の都市計画面積を、約 141ha から約 138.4ha に変更するものでございます。なお、服部緑地の現状の整備内容や利用形態の変更はございません。服部緑地の都市計画変更案についての説明は以上でございます。

次に、議第 392 号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について、説明申し上げます。議案書 1 ページから 3 ページ、資料の 1 ページから 3 ページをご覧ください。風致地区は、都市における水や緑などの自然的景観を維持し、都市環境の保全を図ることを目的に指定するもので、服部風致地区は、昭和 8 年に指定され、現在は約 132.4ha を都市計画決定しております。風致地区については、境界線の整理等により、今回 A から E の 5 地区において、変更を行うものです。

それでは各対象地区の内容につきまして、順にご説明申し上げます。まずは図の赤色で示しました風致地区への追加を行う区域です。A 地区は、服部霊園東側の服部緑地第 1 駐車場内にあり、現況は服部緑地の駐車場となっております。C 地区は、吹田市江坂町の都市緑化植物園内にあり、現況は、植物園の植栽地などとなっております。D 地区は、吹田市芳野町の下高川橋付近にあり、現況は植栽地などとなっております。いずれも服部緑地の区域内に位置しており、服部緑地の区域との整合を図るため、風致地区の

区域へ追加を行うものです。

続きまして、図の黄色で示しました風致地区の廃止を行う区域について、ご説明申し上げます。B 地区は、豊中市若竹町にある若竹池東側の区域で、現況は寺社地などとなっております。C 地区は、吹田市江坂町にある都市緑化植物園南側の区域で、現況は神社地や道路及び民有地となっております。E 地区は、吹田市豊津町にある高川左岸部の区域で、現況は宅地などとなっております。今回、緑地の変更及び以前の都市計画変更などにより、服部緑地の区域外に位置する区域でありまして、維持すべき良好な風致がなく、地区としての必要性は低いことから風致地区の区域を廃止するものです。以上 5 地区において風致地区の境界線の整理及び区域の廃止を行い、さらに地区全体の区域面積を精査した結果、服部風致地区の面積を約 132.4ha から約 137.3ha に変更するものでございます。これらの議案につきまして、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また各議案につきまして、公聴会での公述の申出及び都市計画法第 17 条の案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただ今、幹事から説明を受けました議案について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。それでは、ご意見ご質問がないようですので、表決に入ります。議第 392 号及び議第 393 号を議案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

【(異議なしの声あり)】

【小林 会長】 ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。次に、昨年度の第 1 回審議会で、知事から諮問がありました大阪府における都市計画のあり方についてご報告いたします。諮問内容について、当審議会に常務委員会を設置し、これまで検討を進めて参りました。それまでの常務委員会での検討内容について事務局から報告させます。